

## 水道事業財政計画（推計）について

平成22年8月19日

水道局水道業務課

## 1 目的

施設整備計画を着実に進めるために、安定した財政基盤を確立するものです。

## 2 財政計画期間

新総合計画の計画期間と同じ、平成23年度から32年度までの10年間とします（前期を27年度までの5年間、後期を28年度からの5年間とします）。

## 3 料金算定期間

社会経済情勢が不安定な中、10年間の中期見通しでは給水需要などの予測に誤差が生じるため、平成23年度から27年度までの5年間とします。

（財政計画期間の後期については、別に料金改定を考慮して計画します。）

## 4 基本的な考え方（「はだの水道ビジョン」の構想実現のための達成目標）

- (1) 財政計画期間内の各年度で収益的収支決算が損失（赤字）にならないようにする。

（理由）

水道事業は、地方公営企業法上、公共の福祉増進とともに、企業としての経済性の発揮が求められています。

単年度での赤字は、補てん財源額の確保にも影響を与えるため、健全経営を確保するためには赤字としないことを原則とします。

- (2) 財政計画期間内における施設整備事業費を確保する。

（理由）

安全な水の安定供給に欠かせない施設整備を計画的に進めることは、ライフラインの使命であるためです。

- (3) 財政計画期間内は、企業債残高を計画的に減らす。

（理由）

経営状況を判断する1つの指標として、「給水収益に対する企業債残高割合」がありますが、現在、本市の割合は、400%を超え、全国平均

や県平均よりも高い状況にあります。

今後10年間で、県平均の300%程度になるよう、借入額を算定します。

- (4) 財政計画期間内は、一定額程度の補てん財源残高を確保する。

(理由)

補てん財源は、建設改良費や企業債償還金の財源になります。収入が減少した場合でも支払いが必要となる企業債の元金償還金及び支払利息として約6億5千万円、責任水量制による県水受水費の基本料金として約5億5千万円の12億円程度を残高として留保することとします。

なお、事故や災害などが発生した場合に対応するため、水道事業基金として約3億7千万円を確保しています。